

事件報道から学ぶ（留学生への高利貸し事件）

慣れない土地で生活している外国人留学生は、学業以外にもいろいろな問題に日々、直面していることと思います。そこで当コーナーでは、適切な在留管理の観点から留学生に関わるインフラ犯罪の現状とその予防策について取り上げてきました。

例えば、留学生がうっかりすると手を染め易い地下送金（銀行法違反）、携帯電話機不正契約（詐欺）、銀行口座の売買、譲り受け等（犯罪収益移転防止法違反）、アルバイト感覚の空き部屋での宅配物の受け取り（建造物侵入及び詐欺）などについてです。

これらにつきましても、関係者の取り組みもあって、留学生にも周知されつつあると思いますが、ここに来て、別のインフラ犯罪が問題となっています。今回は、この問題を取り上げます。昨年11月23日の読売新聞朝刊の記事に「留学生に高利貸し疑い」「28歳ベトナム人逮捕」とありました。

記事の内容は、「警視庁は22日、ベトナム国籍で中野区東中野、会社員ゴ・チェン・タン容疑者（28）を出資法違反（高金利）容疑で逮捕したと発表、逮捕は20日。タン容疑者は2～3月、20万円を貸し付けたベトナム人留学生の男性（20）から法定利息の上限を超える6万4000円の利息を受け取った疑い。「金は貸したが、利息は受け取っていない」と否認している。警視庁はタン容疑者が約2年前からベトナム人相手に高利貸しを行い、50人の客がいたとみている、というものでした。

今回の事件報道は、

- ① 在日のベトナム人男性が、学費の支払いに困窮する同国人（ベトナム人）留学生をターゲットにしていた
 - ② ベトナム人向けコミュニティサイトを利用し、「お金貸します」と勧誘していた
 - ③ 法定利息を大幅に超える高金利で貸し付け、利息を受領していた
- というもので、表面的には、特段問題になるような事件ではないかもしれません。

しかし、その背後に、見過ごしできない問題が介在しているのではないかと考えられます。なぜなら、同種の事件で、

- ① 貸主が、借主から謝金の担保として旅券や在留カード、学生証、あるいは健康保険者証、スマホなどを預かってしまう
- ② 利息の支払いがないと、預かった貴重品を返さない
- ③ 貸し付けの書類を交付しない
- ④ 法定利息を超えて利息を支払わせている

という悪質なケースがあり、本件においても同様のことがなされていたことは、想像に難

くありません。正にヤミ金です。ヤミ金に手を出してはいけません。

ヤミ金の特徴ですが、高利での借り入れのため、金の工面がつかずに返済期日を迎えてしまった場合、貸し主は貸付金に利息分をプラスした金額を新たな貸付金とし、つまり貸し付けの書き替えを行う方法をとります。そのため、借主は、より多くの利息を支払わざるを得なくなり、借金が雪だるま式に増えてしまうカラクリになっています。

ヤミ金に手を出してしまった留学生が、返済が滞ったために旅券や在留カードが返還されず、結果として在留資格の更新が出来ず、不法残留者になってしまう事態は避けなければなりません。

そこで、こうした犯罪に巻き込まれないために心掛けて欲しい点を述べます。

まず、今回のヤミ金（高利貸し）の事件ですが、ベトナム人を対象としたコミュニティサイトがネットにアップされており、こうしたサイトでいろいろな勧誘があるようですが、簡単に飛びつかないで欲しいと思います。

本事件のベトナム人の金貸しは、無登録の金貸しであり、個人対個人の貸し借りに該当し、出資法で、金利の支払い（約束）について、年109.5パーセント（一日当たり0.3パーセント）を超える部分につき、刑事罰が適用できる旨が定められています。

諺に、「君子危うきに近寄らず」とありますが、1年間で借りた金の2倍以上を支払うような条件での金貸しには近寄らないことでもあります。

次に、ベトナム人に係る地下銀行の問題について重ねて触れておきます。

地下銀行は、個人経営であり、資金力の有無に関係なく運営されています。

資力が脆弱な上、為替変動の影響を受け易く、常に資金ショートのがれが付きまっています。しかも、無許可営業であることから、捜査当局による銀行法違反としての摘発が免れず、早晚倒産する確率が高いと言えるでしょう。そうすると、送金のために預けた資金は、犯罪を構成する違法資金となり、没収され手元に戻らなくなります。

こうした不健全かつ不適切な送金システムには、手を出さないことでもあります。

最後に、これから卒業、入学の時期を迎えるに当たり、特に注意して欲しい点があります。

一つは、銀行口座やキャッシュカードの譲り渡しや譲り受けについてです。母国の先輩等から、「キャッシュカードを引き継ぐから使わないか」と言われ、それを受け取ると法律違反

です。また、他人に成りすまして銀行口座を開設すること、利用させる目的で預金通帳、キャッシュカードを他人に譲り渡すことも禁止されています。

更に、SNSなどで知らない者から、「簡単なアルバイトがある。空き部屋で届けられる荷物を受け取る簡単な仕事だ」と持ち掛けられ、これを引き受けしまうと、大変なことになります。詐欺事件の共犯とされ、逮捕されてしまいます。こうした誘いがあっても、きっぱりと断って欲しいのです。留学生の皆さんは狙われ易い立場にあります。こうした働きかけがあった場合、不審に思ったときは、学校の先生方に一早く報告して頂きたいと思います。